

平成 27 年 3 月 24 日

神奈川県所管域に所在する

- 居宅介護支援事業者
- (介護予防)訪問介護事業者
- (介護予防)訪問入浴介護事業者
- (介護予防)訪問看護事業者
- (介護予防)訪問リハビリテーション事業者
- (介護予防)居宅療養管理指導事業者
- (介護予防)通所介護事業者
- (介護予防)通所リハビリテーション事業者
- (介護予防)福祉用具貸与事業者
- 特定(介護予防)福祉用具販売事業者

殿

神奈川県保健福祉局福祉部介護保険課長

平成 27 年度介護報酬改定に係る加算(減算)届の取扱いについて

日ごろから、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、平成 27 年 4 月 1 日に介護報酬に係る算定基準が改正され、加算項目の新規創設等がなされますが、これらの加算を算定するためには、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(いわゆる加算届)が必要となります。

県介護保険課所管のサービスに係る平成 27 年 4 月 1 日以降の加算届の取扱いは次のとおりとしますのでお知らせします。

なお、**地域区分の変更及び新規に創設された加算等を算定しない場合は、加算届の提出は不要**です。

介護職員処遇改善加算については、別途通知します。

**【加算届が必要な事業所】**

- 新規に創設された加算等を算定する事業所(地域区分の変更は届出不要)
- 施設等区分(事業所規模)の変更があった通所介護事業所
- 従来からの加算を新たに算定する事業所

1 加算届の受付について

- (1) 提出期限 平成 27 年 4 月 7 日(火)
- (2) 提出書類
  - ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
  - イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) 提出方法 郵送
- (4) 提出先 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1  
神奈川県介護保険課 加算届係

加算届には(2)のほか、右記の書類が必要です。国から報酬改定に係る留意事項通知が发出され次第、様式等を整え、別途通知いたしますので、通知に基づきご対応をお願いします。

- ・ 加算届管理表
- ・ 加算等チェック表及び誓約書(各加算に応じたもの)
- ・ 加算(減算)の種類に応じた所定の添付書類
- ・ 返信用封筒

## 2 参考資料

- (1) 平成 27 年度報酬改定における新設等の加算、届出の要否、添付書類等について【未定稿】
- (2) 加算等チェック表及び誓約書【未定稿】

報酬告示案及び留意事項通知案に基づき作成した未定稿資料です。今後、変更となる場合がありますが、ご参照ください。

## 3 提出書類の様式(2の参考資料を含む)

介護情報サービスかながわ

書式ライブラリー

16. 平成 27 年度介護保険制度改正・報酬改定

介護報酬改定に伴う加算届の取扱い

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=764&topid=27>

## 4 留意事項

- (1) 今回の加算(減算)届に係る受理書は、別途通知を基にご提出いただく書類を含めて審査を行い、審査が終了したのから順次、返送する予定です。当方から受理書の返送がなくとも、届出を提出しているものであれば、4月1日から算定が可能です。

ただし、審査の結果、算定要件を満たしていないことが確認された場合については、4月1日に遡って、加算を取り下げてください。

- (2) 報酬改定に係るお問合せは、従前から、ファクシミリでお寄せくださるようお願いしています。電話によるお問合せは受け付けておりません。

(ファクシミリ送信先：045-210-8866)

これまでお寄せいただいたお問合せは国に照会中です。国のQ & Aが発出され次第、回答を整理し、順次、介護情報サービスかながわに掲載していきます。

- (3) 高齢施設課が所管するサービスに係る加算届の取扱いは、当課と異なります。下記をご覧ください。

介護保険課 在宅サービスグループ  
電話 045-210-4840

高齢施設課が所管するサービスに係る加算届の受付については、次のとおり予定されています。介護保険課が所管するサービスとは取扱いが異なりますので、留意してください。

加算届の受付に係る県からの通知は、厚生労働省から報酬改定に係る留意事項通知が発出され次第速やかに「介護情報サービスかながわ」に掲載し、その旨をメール配信によりお知らせします。

関係書類については、通常と同様に、各加算の届出様式・添付書類と体制等状況一覧表を一緒に提出していただきます。

提出期限は、4月7日(火)(必着)(予定)とします。

### 高齢施設課が所管するサービス

介護老人福祉施設

(介護予防)短期入所生活介護

(介護予防)特定施設入居者生活介護

介護老人保健施設

介護療養型医療施設

(介護予防)短期入所療養介護